

京都市立中学校条例の一部を改正する条例(平成22年3月26日京都市条例第64号)(教育委員会事務局総務部調査課)

京都市立陶化中学校の施設と,京都市立陶化小学校ほか2校を統合して設置する京都市立凌風小学校の施設とを共用し,小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うこととするに伴い,同中学校の名称を次のとおり変更することとしました。

改 正 前	改 正 後
京都市立陶化中学校	京都市立凌風中学校

この条例は,平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 64 号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表名称の欄中「京都市立陶化中学校」を「京都市立凌風中学校」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部調査課)